破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第３５号
北海道帯広市西18条北２丁目19番地８　ノースビラＡ棟102号
債務者　須藤　榮子
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第３９号
北海道帯広市東８条南６丁目２番地１
債務者　新舘　　実
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第４０号
北海道帯広市西15条北８丁目３番地39　レーベン158―205号室
債務者　梅澤　智美
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第４３号
北海道中川郡幕別町札内あかしや町43番地の93　町営あかしや南団地５号棟101号室
債務者　福嶋　慎一
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第８３号
岩手県陸前高田市矢作町字清水川14番地３
債務者　山川ジェニーアルボこと　ＹＡＭＡＫＡＷＡ　ＪＥＮＮＹ　ＡＬＢＯ
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２１号
新潟県上越市大字西田中147番地１、前住所新潟県上越市大町２丁目２番30―507号　ピアハイム高田507号
債務者　寺澤　易之
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第２４号
新潟県上越市大字下荒浜904番地２
債務者　佐野　聖子
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第２８号
兵庫県加東市梶原333番地７
債務者　坂本　友香
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第４７号
香川県高松市高松町2191番地51、申立時の住所香川県高松市高松町1261番地34
債務者　宮田眞由美
1　決定年月日時　平成28年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１７号
福岡県大牟田市大字久福木774番地１　県営住宅久福木団地１棟204号
債務者　伊藤　佳奈
1　決定年月日時　平成28年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第４２号
長崎県長崎市大手２丁目24番31号
債務者　小島　義人
1　決定年月日時　平成28年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６３号
長崎県長崎市若竹町33番１―102号
債務者　山下りつ子
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６６号
長崎県長崎市田中町384番地１　県営バスアパート102、旧住所長崎県長崎市宿町43番地２石橋ハイツ403
債務者　辻　　吉久
1　決定年月日時　平成28年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３９号
仙台市青葉区落合２丁目８番51号　メゾン落合311
債務者　桜庭　　梓
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４８号
仙台市青葉区花京院１丁目４番11―603号
債務者　加藤　千裕
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１３号
福島県いわき市金山町汐見台119番地の８
債務者　佐藤　浩美
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第５７号
茨城県東茨城郡茨城町大字小幡702番地
債務者　吉川　直城（旧姓大津）
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
水戸地方裁判所